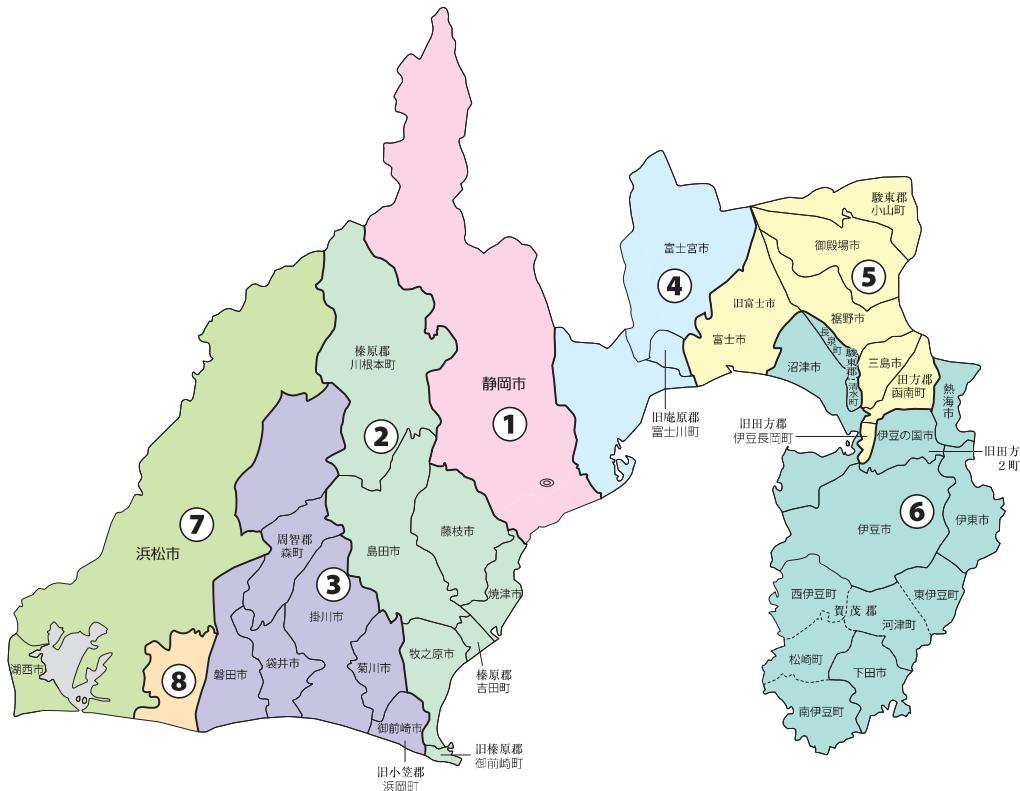


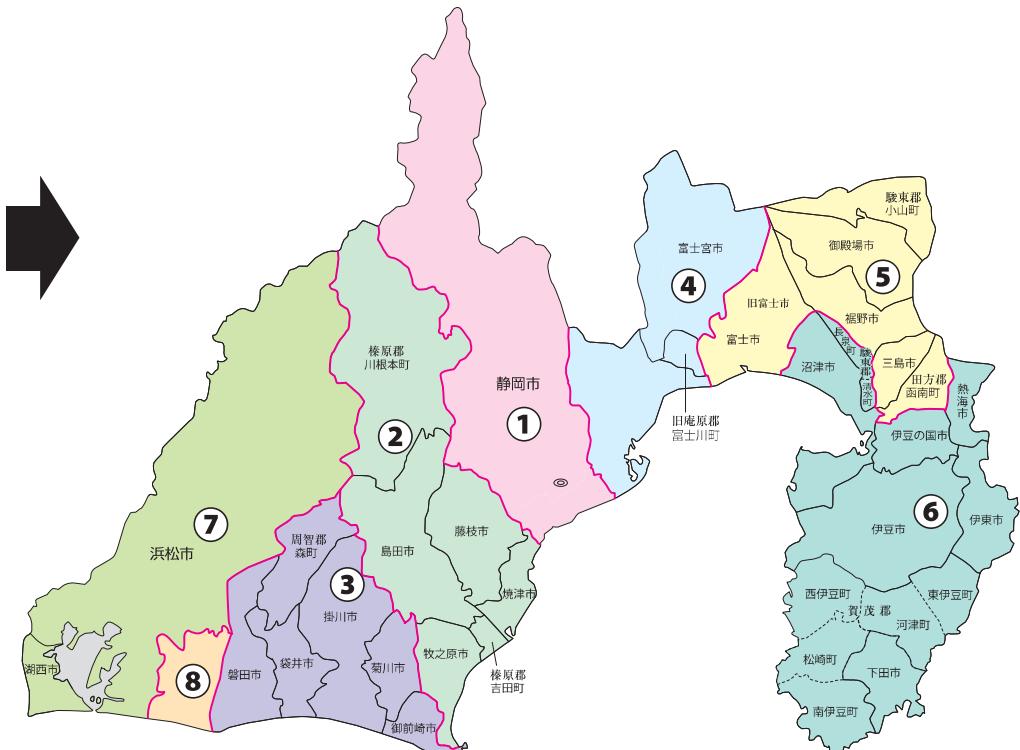
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

静岡県

[改定前]



[改定後]

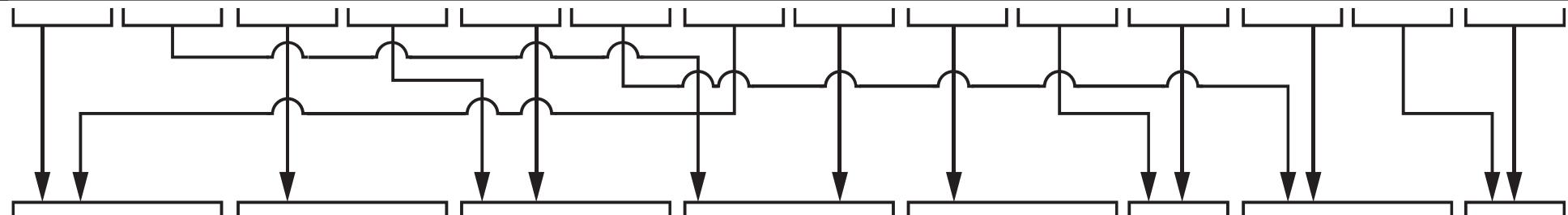


お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 市区町村選挙管理委員会

- 都道府県選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区				
静岡市 葵区 本庁管内(瀬名川 3丁目(5番25 号及び5番50号 から5番59号まで) に属する区域 を除く。) 葵区役所井川支所 管内 駿河区 本庁管内(谷田に 属する区域のうち、 平成15年3月3 1日において清水 市の区域であった 区域を除く。) 駿河区役所長田支 所管内	静岡市 清水区 本庁管内(橋(69 4番地1及び69 4番地3)に属す る区域に限る。)	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	御前崎市	磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 第2区に 属しない区域 菊川市 周智郡	浜松市 天竜区 春野町領家、春野 町堀之内、春野町 胡桃平、春野町和 泉平、春野町砂川、 春野町大崎、春野 町長蔵寺、春野町 石打松下、春野町 田黒、春野町桜戸 大上、春野町五和、 春野町越木平、春 野町牧野、春野町花 島、春野町春野町 川上、春野町宮 川、春野町気田、春 野町豊岡、春野町 石切、春野町小保 京丸	静岡市 葵区 第1区に 属しない区域 駿河区 第1区に 属しない区域	静岡市 清水区 第1区に 属しない区域 富士宮市 富士市 木島、岩淵、中之郷、 南松野、北松野、中野 台1丁目、中野台2 丁目	三島市 富士市 本庁管内 伊豆の国市	沼津市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡 小山町	浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区 第3区に 属しない区域 賀茂郡 駿東郡 清水町 長泉町	浜松市 中区 (西丘町及び花川 町に属する区域に 限る。) 南区 (高塚町、増楽町、 若林町及び東若林 町に属する区域に 限る。)	浜松市 中区 第7区に 属しない区域 東区 南区 第7区に 属しない区域



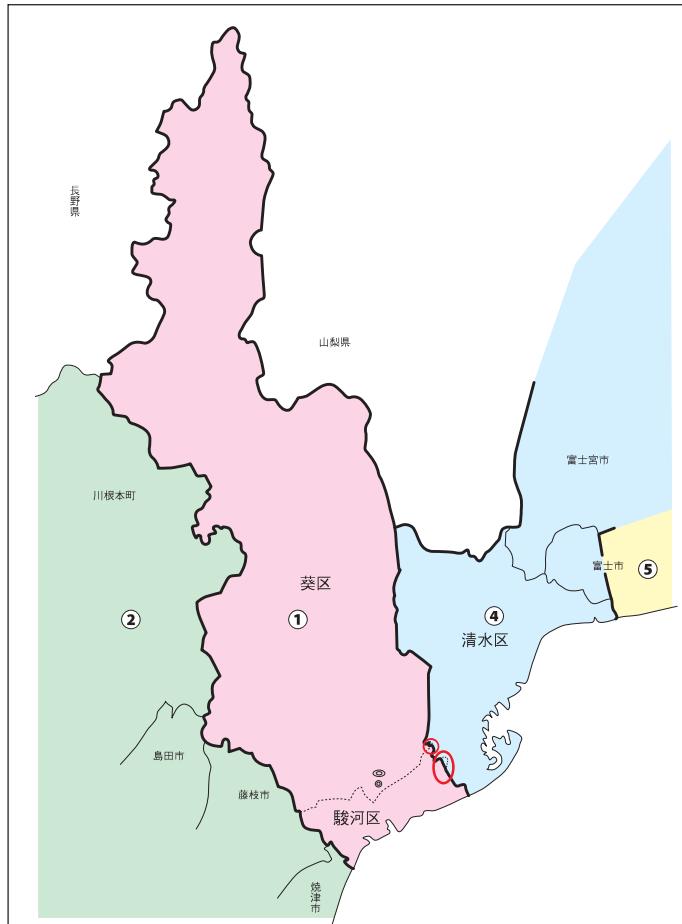
新選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区
静岡市 葵区 駿河区	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡	静岡市 清水区 富士宮市 富士市 木島、岩淵、中之郷、 南松野、北松野、中 野台1丁目、中野台2 丁目	三島市 富士市 第4区に属しない区域 御殿場市 裾野市 田方郡 駿東郡 小山町	沼津市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 駿東郡 清水町 長泉町	浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区 湖西市	浜松市 中区 東区 南区	浜松市 中区

静岡県

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

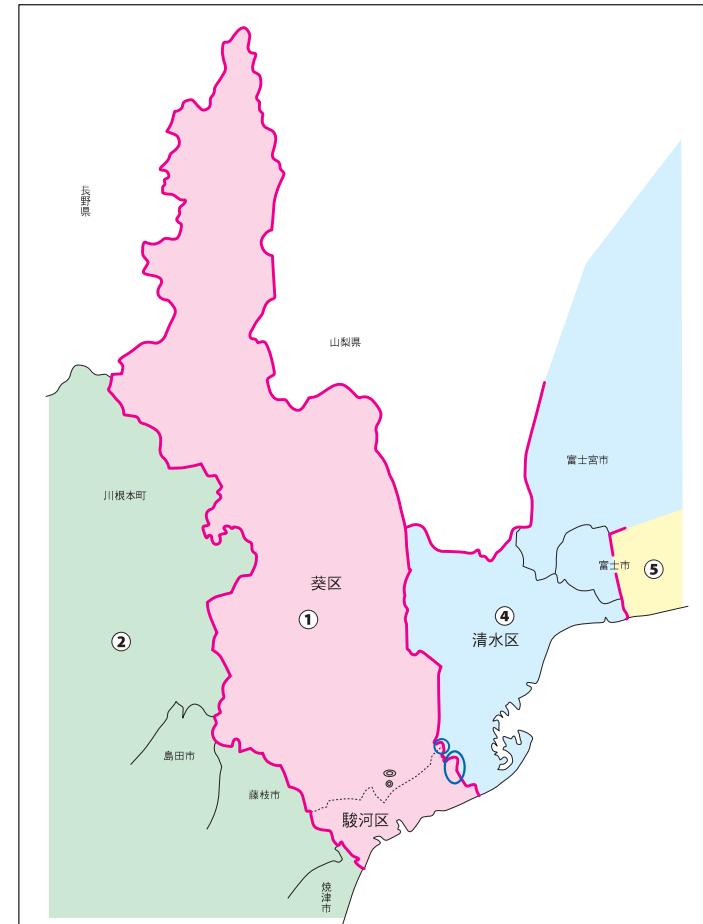
静岡市

[改定前]



◎:県庁 ◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]

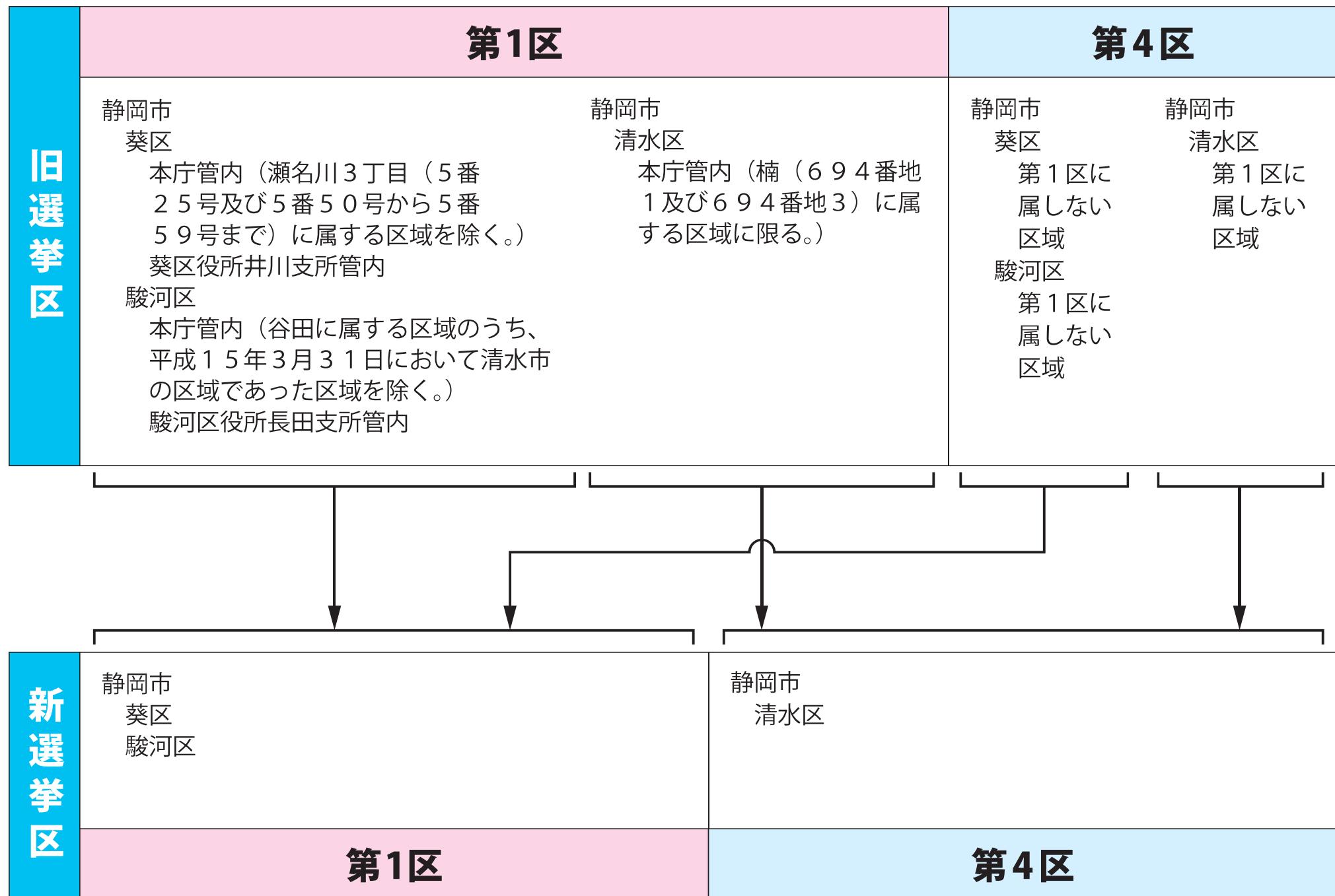


◎:県庁 ◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 市区町村選挙管理委員会

- 都道府県選挙管理委員会

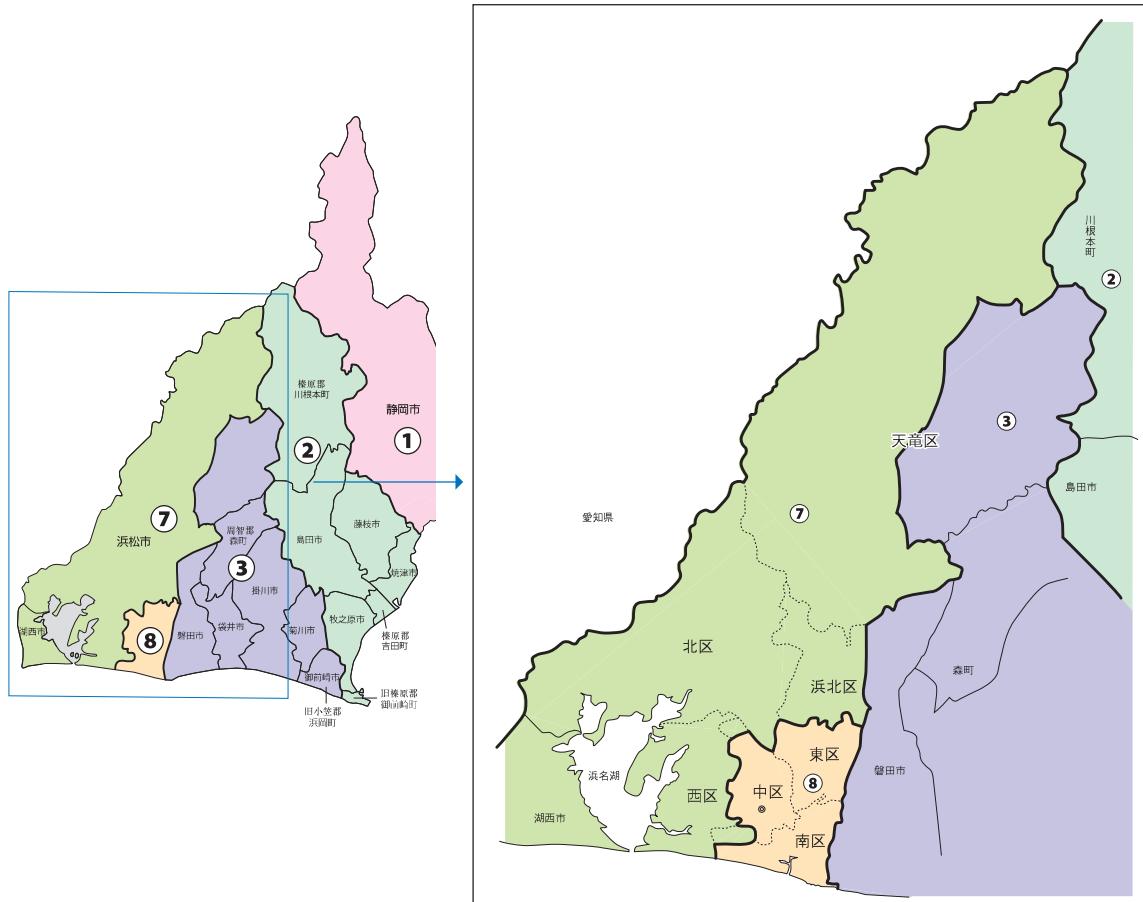


静岡県

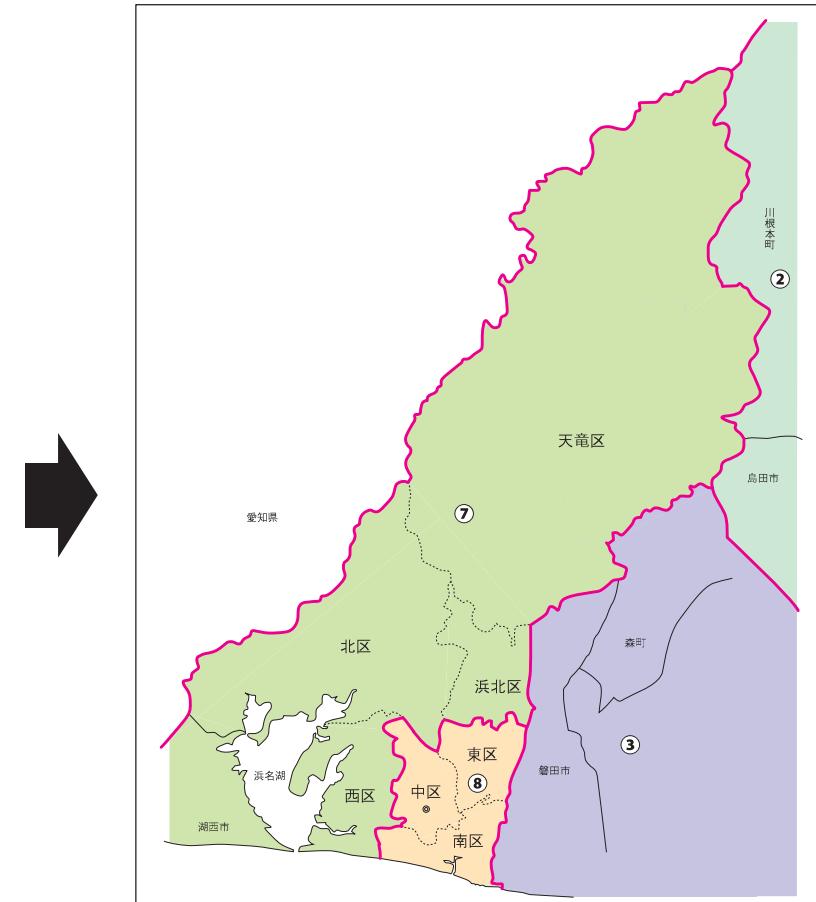
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

浜 松 市

[改定前]



[改定後]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 市区町村選挙管理委員会

- 都道府県選挙管理委員会

旧選挙区	第3区	第7区	第8区
	<p>浜松市 天竜区</p> <p>春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、 春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、 春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田 黒、春野町篠戸大上、春野町五和、春野町 越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野 町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、 春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春 野町小俣京丸</p>	<p>浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区</p> <p>第3区に属しない区域</p>	<p>浜松市 中区 (西丘町及び花川町に 属する区域に限る。)</p> <p>南区 (高塚町、増楽町、 若林町及び東若林町に 属する区域に限る。)</p>

新選挙区	第7区	第8区
	<p>浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区</p>	<p>浜松市 中区 東区 南区</p>